

公益財団法人庭野平和財団
平成 27 年度活動助成
最終報告書

コード番号：15-A-149

1. 実施団体の概要：

- 1) 名 称：特定非営利活動法人アクセスー共生社会をめざす地球市民の会
- 2) 代表者：新開 純也（理事長）
- 3) 住 所：612-0029 京都市伏見区深草西浦町 4-78 村井第一ビル 2 階 7 号
- 4) 電話番号/メールアドレス：075 - 643 - 7232/ acce@sannet.ne.jp
- 5) 助成活動の担当責任者：森脇 祐一（常務理事）

2. 活動の名称：

フィリピン・ピナツボ火山土石流被災地における子どもに優しいコミュニティー建設

3. 活動の目的：

1991 年 6 月フィリピン・ピナツボ火山が大噴火し、その後毎年のように大雨の度に土石流が発生し、人家や農地を次々と埋めていった。事業実施地域は特に被害が大きく、村の大半が 10 メートルの火山灰に埋まり、住民の多くは被災から 25 年後の今も避難所生活を余儀なくされている。他方、元の村に戻って村と農業を復興しようという努力も続いており、現在では約 150 家族が家を建て直し、農業や土石流の砂礫を原材料としてのブロック製造やサトウキビの刈入れ等を主な生活の糧としている。

当会は、1998 年よりこの村の再建支援事業を進めてきた。その過程で、小学校が埋まってしまう、学校に通えず農業の手伝いをして働く多くの子どもたちの様子を見てきた。そこで 2007 年に幼稚園を開設し、基礎的な読み書きを教える授業を開始した。2008 - 09 年には小学校 4 教室の校舎を建設し、教育省による小学校運営の支援も行ってきた。また、給食を提供することを通じて PTA の母親たちの組織化を進めてきた。当会の事業と PTA の母親たちの働きかけにより、2014 年度には教育省が 2 階建て 4 教室の校舎を建設し、小学校 6 年生までの就学が可能となった。

こうして初等教育を受けられる体制はやっと整ったが、子どもたちを取り巻く環境はまだまだ容易ではない。学校では教師の数が足りず 2~6 年生は 1 日 3~4 時間しか授業を受けられない。村の中では子どもに対する体罰や言葉の暴力が常態化し、少女がレイプされる事件も起きている。村内の 80%の子どもが朝食を取っておらず、12%の子どもが栄養失調である。貧しさゆえに小学校を中退し働く子どもも 12 名いる。

フィリピン政府は、大統領令 603 号により村ごとに「子どもの保護に関する村評議会」(Barangay Council for the Protection of Children、以下 BCPC) の設立を奨励している。この評議会は、児童や青年の福祉、安全、健康、健全な道徳環境および全面的な発育を促進し保証する諸施策を講ずべきものとされるが、事業対象地域では未設立である。

本事業は、①PTA・生徒会の活動と組織を強化し、ワークショップなどを通じて子どもの権利に

関する意識の向上を図ること、②PTA・生徒会が主体となって村議会に BCPC 設立を働き掛け子どもたちを取り巻く環境を改善する施策を実施せしめること、もって住民のイニシアティブによって村全体で子どもの人権と福祉を向上させ、子どもに優しいコミュニティを建設すること、これらを目的としている。

4. 活動の内容と方法

事業実施地：

フィリピン・パンパンガ州ポーラック町ミトラプロパー村、サンホセミトラ村

事業実施期間：

平成 27 年 8 月 1 日から平成 28 年 8 月 1 日まで

事業により裨益する人々：

- ① 長期的には、事業実施地の 0 歳から 18 歳の児童・少年約 250 名
- ② 事業実施対象および主体として、小学校 4 年生から 6 年生までの生徒 59 名の中から選出される生徒会役員 24 名、および小学校 4 年生から 6 年生までの保護者の中から選出される PTA 役員 24 名、幼稚園生徒 30 名の保護者から選出される PTA 役員 8 名。
- ③ 事業実施対象および主体として、事業実施地で設立されるべき BCPC メンバー 10 名

実施する事業：

- ① PTA 役員・生徒会役員・BCPC メンバーを対象とした、子どもの権利と福祉をテーマにしたセミナーを 7 回実施し、意識の向上を図る。セミナーのテーマは次のものである。
「個人としての私・親としての私」、「しつけの課題」、「子どもの発達」、「子どもへの接し方」、「子どもを虐待から守る」、「子どもの良い行いを伸ばす」、「子どもにとって健全な環境」
- ② BCPC メンバー・PTA・生徒会役員 24 名が BCPC の先進事例を持つ他の村（マニラ首都圏ケン市）を研修訪問し、BCPC 設立・運営の経験を学ぶ。
- ③ PTA 役員・生徒会役員メンバーと月例会議を行い、子どもに優しいコミュニティ建設の主体として形成する。
- ④ PTA 役員が村議会役員と BCPC の実施について協議することを援助する。
- ⑤ ミトラプロパー村・サンホセミトラ村の議会で「子どもに優しいコミュニティ」宣言を採択する。

事業の実施体制：

当会はフィリピン事業を行うためにアクセス・フィリピンという現地法人を組織している。当会とアクセス・フィリピンは、双方の理事長・事務局長によって構成される「国際理事会」を設置して全事業の計画・予算を共有しており、共同でフィリピン事業の管理運営を行っている。また、事業の対象者かつ実施主体として、事業実施地の幼稚園・小学校の PTA（保護者）役員および小学校生徒会役員がある。PTA は 2010 年以降当会が活動を支援しており、パンパンガ州で最も活発な PTA の一つとメディアで紹介されたこともある。

<本事業の実施体制>

以下①～④はアクセス・フィリピンの職員である。

- ①事業実施現地責任者：日本側事業実施責任者と共に事業の立案、評価、報告を担当。
- ②コーディネーター：プロジェクトのコーディネート、モニタリング、予算・実績管理、事業評価・報告書の作成を担当。
- ③コーディネーター補：現地に常駐し、事業対象者との連絡、会議の組織化、ネットワークの組織化、記録、会計・庶務を担当。
- ④教育担当：教材作成、および PTA 役員・生徒会役員・BCPC メンバーに対するセミナーやワークショップなどを担当。
- ⑤日本側事業実施責任者：事業立案、評価、報告、貴財団との連絡を担当。

5. 活動の実施経過

1) 準備過程およびオリエンテーション

① 教師へのオリエンテーション：

8月3日、ミトラ小学校の教師4名に対し事業のコンセプト及び目的を説明し、同意・賛同を得る。

② 村議会役員へのオリエンテーション：

8月3日、ミトラプロパー村村長との面談。8月9日、サンホセミトラ村村長および5名の村役員たちとの面談。両村とも BCPC を運営するための予算がなく実施できていないとのこと。だが、当会がプログラムを進めることに対しては理解を示し、歓迎してくれた。8月30日ミトラプロパー村役員6名との会議。本事業の概要、活動日程、子どもの権利に関する4つの柱(生存・発達・保護・参加)を説明するとともにワークショップの内容に触れ、村役員も参加するよう要請。1年後の事業の終了時には村議会が「子どもに優しいコミュニティ」宣言をすることを目標としている旨説明したところ、村書記も「そうできるよう努力する」旨約束してくれた。

2) 子どもの権利と福祉に関するセミナー

① セミナー「個人としての私・親としての私」2015年9月22日実施。11名の保護者、1名の村書記、1名の村ヘルスワーカーが参加。自分の両親について語るワークショップ、および自部の夢と夢をかなえる上で遭遇した困難について語るワークショップを行い、自分を振り返る中で子どもたちの自己評価・自尊心を高めることの重要性について学んだ。

② セミナー「しつけの課題」、2015年10月17日実施。4名の保護者、4名のPTA役員、5名の青年(13歳以上)が参加。子どもの悪い行いの例を出し合い、それに対し親(保護者)としてどのような振る舞っているのか話し合うワークショップを行った。親たちは全員、子どもが悪いことをするたびに叩いていることを認めた。大声でしかり、悪罵を投げつけ、弱点を責めたてる。他方、青年たちは、異口同音に、親から厳しく非難されると毎回屈辱を感じ、怒りを感じ、親に激しく口答えしたり、周りのものを壊したくなる。自分が悪いことをした時は落ち着いた口調で理由を説明してほしい、ひどい言葉でののしったり叩いたりして欲しくない、と述べた。親たちは、今後叩いたり、ひどい言葉を使ったりしないよう自分の感情をコントロールするよう努めることを約束した。

③ セミナー「子どもの発達」、2015年12月10日実施。31名の保護者、3名の小学校生徒会

役員が参加した。ワークショップでは、参加者に紙と鉛筆とはさみが渡され、足指を使って絵や文字を書くこと、紙を切ることが課題として出された。参加者は、足指で字や絵を描いたり、鋏を使ったりすることが難しいのと同じように、幼い子どもにとって自分の手を使って絵や字を書くこと、鋏を使うことはとても難しいことに気付いた。同様に、大人にとって当たり前にもできることも慣れない子どもにとっては難しいこと、できないからと言って頭ごなしに叱らないことの大切さに気付き、子どもの4つの発達段階（肉体的・精神的・社会的・感情的発達）について学んだ。

- ④ セミナー「子どもへの接し方」、2016年1月16日実施。2名の村議会役員、1名のPTA役員、9名のPTAメンバーが参加した。もし子どもが親の忠告に従わなかったら、という想定の下次の三つの質問に答えてもらうワークショップを行った。a)通常、親はどう対応すべきか、b)自分はいつもどう対応しているか、c)子どもに対して腹を立ててしまう人は、どのように自分の怒りをコントロールすべきだと考えるか。そして、次のような解決策が出され、共有された。自分の感情をコントロールするために、怒る前にどの程度怒るか予め考える、子どもが何故従わないのか理由を考える、怒る前に自分の感情に耳を傾ける、怒っている間は行動しない、どのような状況であれ体罰は加えない、自分の感情を見つめる、自分の怒りをコントロールできない場合は第三者に相談する。
- ⑤ セミナー「子どもを虐待から守る」、2016年1月16日実施（「子どもへの接し方」と同じ日、同じ参加者）。子どもの虐待の大半は家庭で起こるが、親はそのことに気づいていない。そのことに気づいてもらい、どうしたら子どもの虐待が起こらないようにできるか考えてもらった。子どもの虐待の事例を参加者に出してもらい、肉体的虐待、言葉による虐待、心理的虐待、性的虐待の4つに分類した。参加者の多くは、肉体的虐待と言葉による虐待はすぐに理解した。また自分たちが常に子どもたちに口やかましく言うこと、脅すこと、決めつけ烙印を押すこと、悪口を言うことなどにより、心理的に虐待していることにも気付いた。さらに子どもへの性的虐待の多くが、継父、従兄弟、おじ、時には兄弟、父親といった親類や家族によって行われていること、特に麻薬常習者のケースが多いことを学んだ。
- ⑥ セミナー「子どもの良い行いを伸ばす」、2016年3月11日実施。3名のヘルスワーカー、15名のPTA役員が参加した。参加者は子どもたちが家、学校、地域で行う良い行いの事例を挙げるワークショップを行い、家での良い行いを奨励することが子どもたちのメンタルヘル스에良い影響を及ぼすことを学んだ。そして、子どもを指導する時にお手本を示すことが重要であることを学んだ。自分たち自身が親として、良い会話をし、良い行いをして見せること、普段の生活の中で公平であり、一貫性があること（気まぐれでないこと）を示すことが子どもたちに伝わっていくのだ、と。そして、感情を表現する言葉を持つこと、家でのルールを作り、実践し、上手く出来たら褒めてあげることの大切さを学んだ。
- ⑦ セミナー「子どもにとって健全な環境」、2016年3月11日実施（「子どもの良い行いを伸ばす」と同じ日、同じ参加者）。参加者は、子どもたちが家や地域で事故にあわないために、また安全で衛生的な生活環境をつくるにどうしたら良いか。子どもたち自身が自分で自分の環境を守るためにどう教えたらよいかについて話し合った。

3) BCPC に関する研修訪問

2016年2月12日実施。PTA 役員5名、PTA メンバー1名、ヘルスワーカー1名、そして生徒会役員6名、教師2名、当会現地法人職員4名、計19名が参加し、BCPCの先進的取り組みを行うマニラ首都圏ケソン市バランガイ・バタサンヒルズを訪問した。バランガイ・バタサンヒルズ側は、バランガイ役員およびBCPCの下に組織されている生存、保護、参加、発達、生計、幼児のケアと発達、の各テーマごとの委員会の委員長が出席し、同バランガイが2009年以降BCPCの取り組みをどのように発展させてきたのか、どのような困難にぶつかりどう解決してきたのか、についての説明と質疑応答を行った。

参加者は成功事例にふれることで大いに刺激を受けた。特に、BCPCを発展させる上で村長（バランガイ・キャプテン）と村役員たちの果たすべき役割、リーダーシップの重要性を知るとともに、PTAとしてBCPCプログラムの実施と「子どもに優しいコミュニティ」宣言を行うよう主体的に働きかけることの重要性に気づくことができた。

4) PTA 役員・生徒会役員メンバーとの月例会議、および PTA 役員と村議会役員との BCPC の実施についての協議

- ① 幼稚園の PTA 会議：8月13日、9月1日、12月1日、12月15日、1月15日、2月5日、3月2日、6月14日に開催。
- ② 小学校の PTA 会議：10月23日、12月14日、1月26日、2月20日、3月10日、6月13日、6月22日に開催。
- ③ 小学校生徒会役員との会議：3回、各学期末に実施。
- ④ PTA 役員と村議会役員との BCPC の実施についての協議：実施できなかった。

5) 二つの村議会での「子どもに優しいコミュニティ」宣言の採択

2016年3月11日のセミナー終了後、参加者が「子どもに優しいコミュニティ」宣言の決議文案を起草し、ワープロで清書したのち、2週間後にPTA役員が署名した。その後この決議文案を村議会に提出し、村議会で正式に採択するよう要求したが、本事業終了時点まで採択されるに至っていない。

6. 活動の成果

1) 保護者の意識の変化

32名のPTA役員を事業の主要な対象者として想定したが、セミナーや研修訪問への参加者は毎回固定せず、参加者数も十分ではなかった。

それでも、参加した人の、子どもの権利に関する意識は、確実に変化が起きていると言ってよい。全セミナー終了後、コーディネーター補が小学校5年生・6年生の生徒に対して実施したインタビューでは、11名の子どもが「体罰が減った」「ひどい言葉を言われなくなった」など、親の態度が変わったと答えている。

また、あるPTA役員は村長や村議会役員に対し、繰り返し「子どもに優しいコミュニティ」宣言を採択するよう話して回っている。こうした子どもの権利や福祉に関する保護者の意識を、事業を通じて高めることができたと言える。

2) 地域の課題の共有

セミナー等を通じて、事業実施地域での子どもたちの置かれている状況について話し合われる中で、次のような課題が解決されないままになっていることが明らかになった。

- ① 性的虐待が 1 件、肉体的虐待が 1 件、未解決のままになっていること。
- ② 6 人の子どもが重度の栄養失調状態になっていること。24 人の子どもが軽度の栄養失調状態であること。
- ③ 12 人の子どもが出生証明書を持っておらず、就学できない状態になっていること。内 2 人の子どもは学校への通学は認められたが、卒業までに証明書を提出することが義務付けられており、提出できなければ正式の就学記録とはならないこと。

これらの問題の解決に向け、二つの村は種々の機関や団体と協力して継続した取り組みを行うことが求められている。

7. 今後の課題

今後の課題として、以下の 3 点が重要である。

1) 保護者・子どもの意識の向上と主体形成

子どもの権利と福祉に関するセミナーなどを継続し、保護者や子どもたちの意識を向上すること。現状、高い意識を持つのは一部の PTA 役員に留まっている。それを PTA 役員全体、さらには保護者全体に広げていく必要がある。PTA 役員会の開催頻度を上げ、主要な議題として子どもの権利と福祉の改善について恒常的に議論できるような習慣を醸成していくことで、PTA を地域の子どもへの権利と福祉向上の推進機関として形成していくことが大きな課題である。

2) 村議会への働きかけ

今回、事業実施期間中に村議会による「子どもに優しいコミュニティ」宣言の採択は実現できなかった。セミナーや研修訪問への村議会役員の参加も少なく、意識の向上が課題になっている。村長を始め村役員たちと常時コミュニケーションを図り、セミナーなどへの参加を常に呼び掛けること、また PTA 役員と協力して村議会役員に継続的に働きかけを続けることが必要である。

3) 地域課題の解決/ BCPC の実施に向けて

先ずもって、上で報告した、性的・肉体的虐待、栄養失調、出生証明書の問題を解決していくことが必要になる。これらの問題に具体的に取り組む上で、村議会は他の行政機関・民間組織と協働することが求められるが、そうした経験も能力も十分に備わっているとは言えない現状がある。当会は、問題を抱えている当事者たちのエンワパメントを進め、問題解決の主体として自己形成することを援助しながら、村議会の活動を援助することが求められている。

こうした活動を具体的に進めていく中で、村議会は BCPC の組織と行動計画・予算の策定が求められていく。これらの課題についても、村議会に能力強化プログラムを提供したり、コンサルテーションを行ったりすることで、村議会が自律的に BCPC を推進していくことができるよう協力が必要である。

以上。